

○所沢市自転車駐車場条例施行規則

昭和61年 3 月 1 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、所沢市自転車駐車場条例(昭和60年条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一時利用の申請等)

第 2 条 所沢市自転車駐車場(以下「自転車駐車場」という。)の一時利用をしようとする者は、その都度、指定管理者(条例第 3 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない。

(定期利用の申請等)

第 3 条 自転車駐車場の定期利用をしようとする者は、指定管理者の定めるところにより、住所、氏名、連絡先等の必要な事項を明らかにして、指定管理者に申請しなければならない。

2 条例別表第 2 に掲げる学生として定期利用の許可を受けようとする者は、学生証その他自身が学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1 条に規定する学校の学生であることを証明する書類を提示しなければならない。

3 指定管理者は、第 1 項の規定による申請があつた場合において、自転車駐車場の定期利用を許可したときは、当該申請者に対し、定期利用ステッカー(以下「ステッカー」という。)を交付する。

4 定期利用の許可を受けた者(以下「定期利用者」という。)は、当該許可の対象となる自転車等(条例第 7 条に規定する車両をいう。以下同じ。)の後方部にステッカーを貼付するものとする。

(利用許可の取消し等)

第 4 条 指定管理者は、条例第11条の規定により、自転車駐車場の利用の停止又は利用許可の取消しをするときは、当該利用者に対し、自転車駐車場利用(／停止／許可取消／)通告書(別記様式)により行うものとする。

(ステッカーの再交付)

第 5 条 定期利用者は、ステッカーを紛失、破損又は汚損等をしたときは、速やかに指定管理者に届け出て、再交付を受けなければならない。

(住所等の変更)

第 6 条 定期利用者は、住所、氏名、連絡先等に変更があつたときは、速やかに指定管理者

の定めるところにより、指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の納入方法等)

第7条 条例第14条第1項の規定による利用料金の納入の方法及び時期は、指定管理者の定めるところによる。

(利用料金の還付)

第8条 条例第17条ただし書に規定する特別の理由とは、次に定めるときとする。

- (1) 定期利用の許可を受けた期間（以下「許可期間」という。）の初日の前日までに利用しない旨の申出があつたとき。
- (2) 許可期間の途中で利用を中止する旨の申出があつた場合で許可期間の残余期間が1箇月以上あるとき。
- (3) その他市長が特別な理由があると認めたとき。

(禁止行為)

第9条 自転車駐車場を利用する者は、自転車駐車場で次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自転車駐車場の施設又は附属設備等を毀損し、又は汚損すること。
- (2) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (3) 指定された場所以外に自転車等を駐車すること。
- (4) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は悪臭を発する物品等を持ち込むこと。
- (5) 物品販売その他営業行為をすること。
- (6) 管理人室等の立入禁止区域に許可なく立ち入ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認めたこと。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(略)

別記様式

年 月 日

様

所沢市自転車駐車場

指定管理者

印

自転車駐車場利用 $\left(\begin{array}{cc} \text{停} & \text{止} \\ \text{許可} & \text{取消} \end{array} \right)$ 通告書

あなたは、所沢市自転車駐車場条例の規定による利用者の遵守事項に違反し、再三の警告にかかわらず改善が認められませんので、同条例第11条の規定により、下記のとおり通告します。

記

1 決定事項 自転車駐車場利用の $\left(\begin{array}{cc} \text{停} & \text{止} \\ \text{許可} & \text{取消} \end{array} \right)$ (年 月 日まで)

2 決定年月日 年 月 日

3 決定事由 所沢市自転車駐車場条例第11条第 号に該当するため

4 駐車場利用許可年月日 年 月 日

5 駐車場名・位置 自転車駐車場・

注意

 なお、 年 月 日以降引き続き自転車駐車場を利用していた場合には、撤去します。

所沢市自転車駐車場条例(抄)

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 自転車駐車場を利用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 利用の許可の条件に違反し、又は指定管理者の指示に正当な理由なく従わなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

教 示

この処分に不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に所沢市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分(この処分について、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決)があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者 を 被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。